

地域医療連携推進法人の代表理事の選定について

1 概要

社会医療法人正和会及び医療法人双山会、特定医療法人敬徳会、医療法人春生会で設立された「地域医療連携推進法人 Alliance for the Future and Sustainable Society (略称 AFSS)」について、現代表理事の小玉弘之氏が令和 7 年 6 月 25 日に逝去されたことに伴い、新たに選定された代表理事を認可することについて諮問する。

2 医療法等の規定

地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければその効力を生じないとされており、知事は認可にあたってあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないとされている。

(参考)

○医療法第 70 条の 19

- 1 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、代表理事を再任する場合については、この限りでない。
- 2 認定都道府県知事は、前項本文の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 代表理事となるべき者

小玉 雅直（こだま まさなお）

【略歴】

年月日	学歴・職歴
1985 年 3 月	東北歯科大学卒業
1985 年 5 月	東北歯科大学予防歯科教室
1987 年 4 月	東北歯科大学口腔衛生学教室
1987 年 7 月	仁愛歯科医院
1993 年 5 月	小松歯科医院
1995 年 2 月	おおくぼ歯科診療所

4 選定の理由

4 法人間の関係性や特性を熟知しており、調整能力と統率力に優れ、地域全体の医療・介護の方向性を牽引することができる人物であり、また、今後の地域包括ケアの推進と連携法人の運営を円滑に進めるために最も適任であると判断したため。